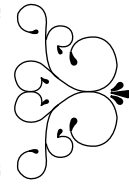




梅花学園同窓会会則



第1章 名称及び事務所

第1条 本会は梅花学園同窓会と称し、事務所を豊中市上野西1丁目5番10号梅花会館内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は母校と正会員との関係を密接にし、且つその向上発展を助け、あわせて会員相互の交誼を厚くすることを目的とする。

第3条 本会はその目的達成のため時宜に応じ各種の事業を行う。

第3章 資 産

第4条 本会の資産は次の通りである。

1. 基本金
2. 本部所属の動産
3. 維持金
4. 寄附金及び寄附された物件

第5条 基本金は現在の基本金と将来基本金として収納することのある金券をあてる。

第6条 維持金は会員の会費及び基本金から生じる金利をあてる。

第7条 本会の資産はすべて会長が管理し、確実な銀行預金又は信託預金として保管しなければならない。

第8条 寄附された金品について寄附者の指定あるものは、その指示に従う。

第9条 基本財産の運用は役員会で出席役員の2/3以上の同意を経なければならない。

第4章 会員及び会費

第10条 本会の会員は正会員・特別会員・客員及び会友とする。

1. 正会員は、梅花小学校、梅花女学校、梅花高等女学校・同補修科及び専攻科、梅花女子専門学校及び選科、梅花中学校、梅花高等学校、梅花短期大学、梅花女子大学、大学院のいずれかを卒業した者とする。
2. 特別会員は在職2カ年以上の旧職員及びこの学園に深い関係を持つ者の中から役員が推薦した者とする。
3. 客員は学園の現職員とする。
4. 会友は学園のいずれかの学校に在籍したが卒業しなかった者で会員となることを希望し2名以上の正会員の推薦を受け、役員会の議を経て、会員と認められたものとする。
5. 特別会員、客員、会友は役員、幹事に就任できない。

第11条 正会員は所定の終身会費を納めねばならな

い。ただし特別会員及び客員の会費の納入は任意とする。
会友は入会時に入会時点の終身会費を納入する。

第5章 幹事及び役員

第12条 本会は幹事30名までとする。幹事は補則第3条に定める内規に従って選出され、その任期は2カ年とする。

第13条 幹事は互選により次の役員を選出する。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名(1～2名)
3. 会 計 2名(1～2名)
4. 書 記 2名(1～2名)

ただし、職員はこの外とする。(職務規定は別に定める。)

第14条 会長は本会を代表し会務一切を統括する。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、その職務を行う。ただし残任期間とする。

第16条 役員会は毎月1回会長が招集し、次の事項を議決する。

1. 本会の予算及び決算に関する件
2. 本会の規約に関する件
3. 会長から諮議され、又は決議を求められた件
4. 資産の管理に関する件
5. 学校法人梅花学園寄附行為第27条に基く評議員の選挙に関する件
6. その他本会に関する重要事項

第17条 会計は本会の財務全般を整理し、その資産の管理、書類帳簿の保管を行う。

第18条 書記は本会の書類全般を整理し、その書類の管理、保管を行う。

第19条 幹事は下記の委員会に属して、その運営に参画する。それぞれの委員会に委員長を置く。

1. 宗教・会館委員会
2. この花・ホームページ委員会

第6章 会 計 監 査

第20条 本会に会計監査2名をおく。会計監査は幹事会において正会員中から推薦選挙され、その任期は2カ年とする。

第21条 会計監査は本会の会計を監査する。

第22条 会計監査は必要に応じて役員会に出席し、発言することができる。ただし役員会の議決権はない。

第7章 幹事会及び総会

- 第23条 幹事会は会長が招集し、会務を協議処理する。
- 第24条 幹事会は幹事の2/3以上の出席を得なければ開会することができない。又その決議は出席幹事の過半数による。
- 第25条 定期総会は毎年5月18日迄に開会し、前年度の会計報告、新年度予算審議、新入会員の歓迎等を行う。また幹事改選年次には新幹事の承認を行う。ただし、災害等やむを得ない事情により、定期総会を開催出来ない場合には、幹事会の開催をもってこれにかえることができる。
- 第26条 臨時総会は会の必要に応じ会長が開くことができる。

第8章 会 計

- 第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
- 第28条 毎会計年度の収支予算は新年度開始前に会計が作成し、幹事会の承認を経なければならない。
- 第29条 毎会計年度の収支決算及び財産目録は年度終了後、幹事会に報告し承認を経なければならない。この年度末収支決算で剰余金が生じた時はその処分法についても同じである。

第9章 支 部 会

- 第30条 本会の下部組織として支部会を設置する。
- 第31条 支部会は本部の事業を助け本会の発展をはからなければならない。
- 第32条 支部会は、支部会会則に従い運営を遂行する。
1. 支部会には支部長の他副支部長・会計・書記をもうける。
 2. 支部会の運営は本部よりの支部活動費、年会費、寄附金、事業による収益でまかなわれる。支部会は本部に年度末に活動報告、決算報告する。
 3. 各支部会の運営上、会則に補則が必要な場合は支部会出席者の2/3の同意を得なければならない。その後本部の了承を得、支部会会則の補則に追加できる。
- 第33条 支部会を新たに設置、または廃止、統合する場合は本部役員会で決定する。

第10章 会 則 改 訂

- 第34条 本会の会則を改訂しようとする時は役員会の決議を経て総会あるいは臨時総会にはかり、その出席会員の過半数の同意を得なければならない。

補 則

- 第1条 本会から選出しなければならない学校法人梅花学園の評議員は5名以内である。
- 第2条 前条の評議員の選出方法は現行の役員および幹事の中から5名をもって評議員となす。ただし、5名のうち1名は同窓会長とする。

第3条 幹事及び役員を選出に関する内規は次のとおりである。

- A 幹事は次の各項に従って正会員中から推薦選出され総会において承認される。
- (イ) 学園内勤務の正会員、教職員中から学校単位で互選選出された者 4名
 - (ロ) 幹事は全正会員中から推薦された京阪神地区（又はその周辺）在住で任期中に75歳を迎える卒業期（学年）以降の正会員で選出される。
- B 前項(イ)及び(ロ)の幹事は互選により役員最大7名を選出する。
- C 幹事及び役員は原則として3選されない。任期中に76歳を迎える卒業期（学年）の者は1期のみとする。
- なお、役員会が同窓会の運営上特に必要と認める場合は幹事会の決議を経て、1期以内の期間を定めて選出することが出来る。
- D 幹事に欠員が生じた時は、役員会、幹事会の決議を経て補充する。補任された者の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 役員会に議を経て本会に顧問をおくことができる。ただし、顧問は正会員であることを原則とし、その任期は当該役員会の役員の任期と同じとする。

1993年(平成5年)5月 改訂
1998年(平成10年)5月 改訂
1999年(平成11年)5月 改訂
2001年(平成13年)5月 改訂
2002年(平成14年)5月 改訂
2003年(平成15年)5月 改訂
2005年(平成17年)5月 改訂
2006年(平成18年)5月 改訂
2007年(平成19年)2月 改訂
2007年(平成19年)5月 改訂
2009年(平成21年)5月 改訂
2010年(平成22年)5月 改訂
2011年(平成23年)5月 改訂
2012年(平成24年)2月 改訂
2014年(平成26年)5月 改訂
2017年(平成29年)5月 改訂
2018年(平成30年)5月 改訂
2021年(令和3年)12月 改訂
2022年(令和4年)5月 改訂